

## 社会福祉法人 以和貴会 役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 以和貴会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬及び旅費等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

### (非常勤役員等の報酬及び旅費等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、給与規程第4条に準じた日とする。
  - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成4年11月30日より施行する。

この規程は、平成6年10月1日より施行する。

この規程は、平成18年1月1日より施行する。

この規程は、平成18年7月1日より施行する。

この規程は、平成28年7月1日より施行する。

この規程は、平成29年3月28日より施行する。

この規程は、令和2年1月1日より施行する。

この規程は、令和4年10月1日より施行する。

【別表 1】（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬額
理事長	月額 500,000 円
常務理事	月額 200,000 円

【別表 2】（退職手当）

報酬月額×在籍年数×0.2
---------------

【別表 3】（非常勤役員等の報酬）

（1） 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 25,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000 円

（2） 理事

	報酬の額
理事会への出席	日額 25,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000 円

（3） 監事

	報酬の額
理事会への出席	日額 25,000 円
監事監査等への出席	日額 25,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000 円

【別表 4】（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 500,000 円
常務理事	月額 200,000 円

【別表 5】（役員等の報酬総額）

	年間報酬総額
役員等の報酬総額	20,000,000 円